

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）定款第13条、第27条及び第28条第4項の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義 等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び顧問と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。

(報 酬)

第3条 役員、評議員及び顧問の報酬は、常勤の役員にあつては報酬の年度支給総額を、非常勤の役員、評議員及び顧問にあつては報酬の年度支給総額及び報酬（会議出席1回にあたり）の金額を、別表の区別に応じてそれぞれに定め、総額の範囲内において支給することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、東京都の職員である役員等には、支給しない。
- 3 退職慰労金は、支給しない。

(報酬の支給方法等)

第4条 常勤の役員に支払う報酬の年額は、別表に定める総額の範囲内において、理事会の議決を経て理事長が定め、年額を12で除した額を毎月15日に支給する。ただし、15日が日曜日、土曜日、又は休日（国の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）に当たるときは、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団職員給与規程の例による。

- 2 月の初日以外の日において、新たに委嘱された常勤の役員に支給する当月分の報酬の額は、その月の現日数を基礎に日割り計算した額を支給する。
- 3 常勤の役員が退職又は死亡したときは、退職又は死亡の当月分の報酬全額とする。
- 4 常勤の役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 5 非常勤の役員、非常勤の評議員及び非常勤の顧問の報酬は、会議の開催の都度現金で支給する。ただし、同一日に、理事会及び評議員会が開催された場合は、1回

とみなす。

(業績評価の反映)

第5条 常勤の役員の報酬には、東京都が定める東京都政策連携団体役員業績評価制度実施要領等に基づき、東京都が実施する業績評価の結果を反映させるものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤の役員には、通勤手当を支給するものとする。

2 通勤手当の額は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団職員給与規程の例により算出した額とする。

3 通勤手当の支給方法は、第4条に規定する方法による。

(端数の処理)

第7条 この規程の定めるところによる報酬等支払の計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところによる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条の規定に基づき公益財団法人の設立の登記をした日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、報酬の額については、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、報酬の額については、令和5年4月1日より適用する。

別表（第3条関係）

役 職	報酬の年度支給総額	
常勤役員（理事長）	14,380,000 円を超えない額	
常勤役員（常務理事）	11,680,000 円を超えない額	
役 職	報酬の年度支給総額	報酬（出席1回あたり）
非常勤役員	1,080,000 円	15,000 円
非常勤評議員	1,440,000 円	15,000 円
非常勤顧問	360,000 円	15,000 円